

議第78号

県の行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成30年 3月13日

滋賀県知事 三日月 大 造

県の行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定に基づき、平成29年度において県の行う次の土地改良事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を定めることにつき、議決を求める。

事業名	関係市町名	負担すべき金額		
		既決額	増減額	計
県営かんがい排水事業	彦根市	55,833,000	1,093,000	56,926,000
	長浜市	69,700,000	1,550,000	71,250,000
	近江八幡市	18,809,000	2,868,000	21,677,000
	草津市	18,750,000	12,500,000	31,250,000
	守山市	1,482,000	27,000	1,509,000
	甲賀市	2,764,000	△ 134,000	2,630,000
	野洲市	4,518,000	83,000	4,601,000
	湖南市	37,504,000	△ 5,747,000	31,757,000
	東近江市	29,633,000	△ 737,000	28,896,000
	米原市	29,250,000	△ 5,000,000	24,250,000
	日野町	9,540,000	3,060,000	12,600,000
	竜王町	7,420,000	2,380,000	9,800,000
	愛荘町	5,284,000	△ 742,000	4,542,000
	豊郷町	564,000	△ 79,000	485,000
	多賀町	1,592,000	△ 634,000	958,000
計		326,393,000	10,488,000	336,881,000
県営経営体育成基盤整備事業	長浜市	2,799,000	146,000	2,945,000
	栗東市	1,900,000	80,000	1,980,000

議第78号 県の行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

事業名	関係市町名	負担すべき金額		
		既決額	増減額	計
	甲賀市	47,250,000 ^円	△ 875,000 ^円	46,375,000 ^円
	湖南市	3,250,000	△ 1,934,000	1,316,000
	米原市	6,930,000	△ 725,000	6,205,000
	計	65,297,000	△ 3,308,000	61,989,000
県営中山間地域総合整備事業	東近江市	11,250,000	△ 3,968,000	7,282,000
	計	11,250,000	△ 3,968,000	7,282,000
県営農村振興総合整備事業	長浜市	6,262,000	△ 676,000	5,586,000
	計	6,262,000	△ 676,000	5,586,000
県営農地防災事業	彦根市	1,233,000	1,400,000	2,633,000
	甲賀市	4,141,000	1,809,000	5,950,000
	高島市	5,060,000	7,700,000	12,760,000
	東近江市	10,650,000	6,474,000	17,124,000
	米原市	5,610,000	2,550,000	8,160,000
	多賀町	2,727,000	3,098,000	5,825,000
	計	36,583,000	23,031,000	59,614,000
ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。				

(参考)

平成29年10月6日議決の「県の行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて（議第116号）」の金額を改めようとするものである。

議 第 号

県の行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成24年 3 月 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

県の行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定に基づき、平成23年度において県の行う次の土地改良事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を定めることにつき、議決を求める。

事 業 名	関係市町名	負 担 す べ き 金 額		
		既 決 額	増 減 額	計
県営かんがい排水事業	彦 根 市	15,939,000	0	15,939,000
	近江八幡市	2,489,000	△ 286,000	2,203,000
	草 津 市	26,871,000	0	26,871,000
	守 山 市	10,434,000	△ 1,487,000	8,947,000
	栗 東 市	1,210,000	△ 1,210,000	0
	甲 賀 市	49,848,000	13,848,000	63,696,000
	野 洲 市	19,452,000	△ 924,000	18,528,000
	湖 南 市	19,207,000	9,094,000	28,301,000
	高 島 市	13,866,000	△ 2,592,000	11,274,000
	東近江市	907,000	△ 261,000	646,000
	日 野 町	1,103,000	△ 318,000	785,000
	竜 王 町	908,000	△ 262,000	646,000
計	162,234,000	15,602,000	177,836,000	
県営経営体育成基盤整備事業	彦 根 市	2,194,000	1,992,000	4,186,000
	長 浜 市	51,047,000	278,000	51,325,000
	近江八幡市	5,797,000	△ 500,000	5,297,000

議 第 号 県の行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

事業名	関係市町名	負担すべき金額		
		既決額	増減額	計
	湖 南 市	5,949,000	242,000	6,191,000
	東 近 江 市	19,654,000	4,087,000	23,741,000
	米 原 市	10,105,000	4,332,000	14,437,000
	計	94,746,000	10,431,000	105,177,000
県営農道整備事業	湖 南 市	8,773,000	0	8,773,000
	計	8,773,000	0	8,773,000
県営中山間地域総合整備事業	彦 根 市	3,900,000	△ 12,000	3,888,000
	甲 賀 市	9,775,000	2,857,000	12,632,000
	東 近 江 市	3,060,000	1,453,000	4,513,000
	計	16,735,000	4,298,000	21,033,000
県営農村振興総合整備事業	長 浜 市	2,194,000	△ 302,000	1,892,000
	計	2,194,000	△ 302,000	1,892,000
県営農地防災事業	彦 根 市	9,300,000	2,799,000	12,099,000
	近江八幡市	600,000	0	600,000
	甲 賀 市	19,550,000	△ 3,292,000	16,258,000
	東 近 江 市	2,486,000	0	2,486,000
	米 原 市	4,200,000	△ 344,000	3,856,000
	計	36,136,000	△ 837,000	35,299,000

ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。

(参考)

平成23年10月12日議決の「国および県の行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて（議第132号）」の金額を改めようとするものである。